

## 第7 産業廃棄物

### 1 産業廃棄物の概要

平成11年4月1日の中核市移行に伴い産業廃棄物処理関係事務が県から高松市に移譲され、産業廃棄物の処理業と処理施設の許可等のほか、排出事業者に対する排出削減の働きかけ、排出事業者と処理業者に対する適正処理の指導、不法投棄の防止を図るなど、産業廃棄物の適正処理を促進している。

### 2 産業廃棄物処理業の許可状況

#### (1) 市内の産業廃棄物収集運搬業

(令和3年3月31日現在)

| 収 集 運 搬 業 の 種 類             | 業 者 数 |
|-----------------------------|-------|
| 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業         | 140   |
| 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 | 16    |
| 合 計                         | 156   |

#### (2) 市内の産業廃棄物処分業

(令和3年3月31日現在)

| 処 分 業 の 種 類             | 業 者 数 |
|-------------------------|-------|
| 産 業 廃 棄 物 処 分 業         | 44    |
| 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業 | 3     |
| 合 計                     | 47    |

### 3 産業廃棄物処理施設の設置状況

#### (1) 市内の産業廃棄物処理施設

(令和3年3月31日現在)

| 施 設 の 種 類   | 許 可 等 施 設 数     |    |
|-------------|-----------------|----|
| 中 間 処 理 施 設 | 汚 泥 の 脱 水 施 設   | 8  |
|             | 汚 泥 の 焼 却 施 設   | 0  |
|             | 廃プラスチック類の焼却施設   | 0  |
|             | その他の産業廃棄物の焼却施設  | 4  |
|             | 破 碎 施 設         | 28 |
| 最 終 処 分 場   | 安 定 型 最 終 処 分 場 | 1  |
|             | 管 理 型 最 終 処 分 場 | 1  |
| 合 計         | 42              |    |

※1 最終処分場数は埋立処分中のもの。

4 許可等申請手数料

(令和3年4月1日現在)

| 事務の種別  | 単 | 位 | 金 | 額         |
|--|---|---|---|-----------|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査                             | 1 | 件 |   | 3万3,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査                          | 1 | 件 |   | 2万円       |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査          | 1 | 件 |   | 6万8,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 | 1 | 件 |   | 6万8,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査                            | 1 | 件 |   | 14万7,000円 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査                 | 1 | 件 |   | 13万4,000円 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査   | 1 | 件 |   | 8万1,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査  | 1 | 件 |   | 7万3,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査   | 1 | 件 |   | 10万円      |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査  | 1 | 件 |   | 9万4,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査                                | 1 | 件 |   | 7万1,000円  |

| 事 務 の 種 別   | 単 位 | 金 額   |
|---|-----|---|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査         | 1 件 | 9万2,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査            | 1 件 | 8万1,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査         | 1 件 | 7万4,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査              | 1 件 | 10万円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査           | 1 件 | 9万5,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査   | 1 件 | 7万2,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査     | 1 件 | 9万5,000円  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査                | 1 件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては14万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては12万円 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 | 1 件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては13万円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては11万円 |